

まちづくり通信

Vol.20 2026.10.1

まちづくり通信とは

月に一回の広報紙とは別に、テーマを絞り込んだまちづくり通信を配布しています。広報紙では伝えきれない情報を詳しく紹介します。また、毎号テーマに関するご意見を募集し、町政に反映させることを目的としています。寄せられたご意見は町ホームページで公開しています。

町HP



今回のテーマ

切った木、
どうする？

道路にはみ出したり、倒れるおそれがあったりして、安全のために伐採しなければならない木があります。では、切った木はその後どうなるのでしょうか？

町ではこうした「交通支障木」をごみとして処分するのではなく、木の状態に合わせて別の用途に活用する取り組みを始めました。

切った木を捨てるしかなかったこれまでから、活用するこれからへ。

その背景と、これからの活用方法を紹介します。



問合せ 建設課

☎0495-77-0702

FAX0495-77-1268

✂ 切り取り線 ✂

「かみかわまちづくり通信」 令和8年10月1日号

お名前

年齢

今回のテーマに関するご意見
をお寄せください。

①まちづくり提案箱に投函

こちらの意見提出用紙をまちづくり提出箱へ入れてください。

場所 神川町役場、中央公民館、
ふれあいセンター、神泉総合支所

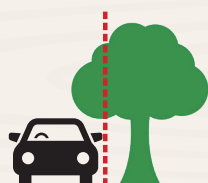
②右記2次元コードから電子申請
を利用して投稿



交通支障木とは？

道路や歩道にはみ出して通行の妨げになったり、倒木によって事故につながるおそれがあったりする木のことです。道路の安全を守るため、こうした木を伐採することがあります。

※私有地の木が道路にはみ出している場合、その木がある土地の地権者(所有者)に管理・伐採の責任があります。事故の発生が予測されるなど、緊急の場合は町で伐採を行うことがあります。



交通の妨げ



倒木のおそれ

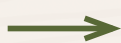
これまで切った木はどうなっていた？

木を資源として活用するためには、乾燥や加工、保管などの工程があります。これらを行うには、専用の道具や場所が欠かせません。今まではこうした道具や場所、ノウハウもなかったため、伐採した木を活用することができず、処分するしかありませんでした。

そのため、交通支障木は小山川クリーンセンターで受け入れ可能なサイズに切断し、ごみとして焼却処分していました。

全部燃やすのはもったいない！

今までは燃やして処分していた交通支障木ですが、燃やさずに活用することはできないでしょうか。そこで、町では木の状態や大きさに合わせて、薪を中心に、ウッドチップや木製品などへの活用を考えました。



木の状態・大きさに合わせて活用

CASE 01 薪



木製品には木の太さや形などいろいろな条件があります。一方、薪なら木の形や大きさに合わせて加工しやすく、燃料として活用できます。「木製品には向かないけど、燃やしてしまうのはもったいない」そんな木も、薪としてなら活かします。

CASE 02 ウッドチップ

薪として活用するには細すぎる木も、ウッドチップにすることで活用できます。木の状態や大きさに合わせて、無駄なく活用します。

CASE 03 木製品



木の状態や大きさによっては、木製品としての活用もできます。今回はその一例として、木製マグネットを作りました。

令和8年限定



交通支障木で作った木製マグネットを配布します。木のぬくもりを感じるやさしい手触りに、神川町のマスコットキャラクター「なっちゃん」や「神じい」など、かわいいイラストが描かれています。絵柄は全部で15種類です！

配布日 10月18日(日)

場所 神川ゆ〜ゆ〜ランド(コスモスまつり内62番ブース)

※なくなり次第終了します